

◎手数料の徴収（収納）事務を委託しています。

市では、下記の手数料の徴収（収納）事務を委託していますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により公表します。

【委託事務】 三沢交流広場使用料の徴収事務

【委託先】 公益財団法人 沼田市シルバー人材センター

【委託期間】 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで